法制審議会刑事法（犯罪収益等の没収関係）部会 第１回会議配布資料	4

犯罪収益等の没収・追徴に関する近時の裁判例の概要

犯罪収益等の没収・追徴に関する近時の裁判例の概要

1　暗号資産が「金銭債権」に当たらないと判示した事例

⑴　事案の概要

不正に流出した暗号資産について、被告人が、その情を知りながら収受したという犯罪収益等収受の事案。

⑵　第一審判決（令和３年３月３０日・東京地方裁判所）

第一審は、暗号資産につき、特段の判断を示すことなく、「本件犯行によって被告人が収受した暗号資産を没収することができないことから、その価額を追徴することになる」旨量刑の理由において判示したのみで、検察官の求刑どおり、追徴を言い渡した。

⑶　控訴審判決（令和３年８月４日・東京高等裁判所）

【控訴審における争点】

弁護人は、控訴審において、被告人が収受した暗号資産が組織的犯罪処罰法１６条所定の「没収することができない」財産に当たるという点について立証が尽くされていないのに原判決が追徴を言い渡した点に事実誤認があるとして争った。

【判決要旨】

控訴審は、前記争点について、以下のとおり判示し、原判決に誤りはないと判断した。

○　そもそも暗号資産とは、資金決済に関する法律２条５項で定義される財産的価値であって、法定通貨と異なる単位によって表示される通貨類似の機能を有するデジタル的な価値の表象であり、不動産又は動産でないことはもとより、金銭債権でもないから、組織的犯罪処罰法１３条１項の没収可能な財産には当たらず、同法１６条１項によりその価額を追徴できることは明らかである。

2　暗号資産移転請求権が「金銭債権」に当たらないと判示した事例

⑴　事案の概要

不正に流出した暗号資産について、被告人が、その情を知りながら収受したという犯罪収益等収受の事案。

なお、被告人は収受した暗号資産の一部を暗号資産交換業者を利用して管理しており、捜査段階においては、被告人が暗号資産交換業者に対して有する暗

号資産移転請求権を「仮想通貨等債権」として特定し、これを対象とする没収保全をしていた。

⑵　第一審判決（令和３年３月２４日・東京地方裁判所）

第一審は、前記「仮想通貨等債権」を金銭債権と認めて、没収を言い渡した（没収の可否が争点となったものではないため、この点について具体的理由の判示はなし。）。

⑶　控訴審判決（令和４年６月２３日・東京高等裁判所）

【控訴審における争点】

控訴審においては、被告人が暗号資産交換業者に対して有する暗号資産移転請求権（前記「仮想通貨等債権」）が「金銭債権」に該当するか否かが争点の１つとなった。

【判決要旨】

以下のとおり判示し、被告人が暗号資産交換業者に対して有する暗号資産移転請求権（前記「仮想通貨等債権」）を金銭債権として没収した原審を破棄した。

○　暗号資産は、通貨である日本銀行券や貨幣とは異なり、日本国内での強制通用力がなく、その移転を目的とする債権は、組織的犯罪処罰法１３条１項にいう没収可能な金銭債権には当たらない。

○　組織的犯罪処罰法１６条１項により追徴することができるとされており、暗号資産の移転を目的とする債権が金銭債権に当たらないと解したとしても、妥当性を欠く結果とはならない。

○　民事執行の実務においては、暗号資産の移転を請求する権利は、民事執行法上の金銭債権（民事執行法１５５条、民法４０２条）ではなく、その他の財産権（民事執行法１６７条１項）であるとされているから、組織的犯罪処罰法においても金銭債権ではないと解することは、こうした取扱いと整合する。

３　電子マネー利用権が「金銭債権」に当たらないと判示した事例①

⑴　事案の概要

本件は、被告人が、他の共犯者と共謀の上、架空のコンテンツ利用料等を請求して、被害者からＡｍａｚｏｎギフト券番号の教示を受けて、財産上不法の利益を得たという詐欺の事案。

⑵　判決要旨（平成３１年１月２３日・横浜地方裁判所）

本件各犯行により被告人らが得た財産上の利益（電子マネー利用権）について「(組織的犯罪処罰法）１３条１項１号の犯罪収益であり、犯罪被害財産であるが、不動産、動産及び金銭債権のいずれでもなく、没収することができない」と判示し、追徴を言い渡した。

４　電子マネー利用権が「金銭債権」に当たらないと判示した事例②

⑴　事案の概要

本件は、被告人２名が、他の共犯者と共謀の上、架空のサイト利用料金等を請求して、被害者からｎａｎａｃｏギフトカードのギフトＩＤやＷｅｂＭｏｎｅｙギフトカードのプリペイド番号の教示を受けて、財産上不法の利益を得るなどしたという組織的詐欺の事案。

⑵　判決要旨（令和３年９月１日・東京地方裁判所）

本件各犯行により被告人らが得た「ｎａｎａｃｏギフトカード利用権及び…（中略）…ＷｅｂＭｏｎｅｙギフトカード利用権は、いずれも、組織的犯罪処罰法１３条１項１号の犯罪収益であり、組織的犯罪処罰法１３条２項１号の犯罪被害財産であるが、…（中略）…これらの財産は、不動産若しくは動産若しくは金銭債権でないか、既に費消され、又は他の財産と混和しているが、その混和先を特定することができないから、これを没収することができ（ない)」と判示し、追徴を言い渡した。

５　不動産・動産・金銭債権以外の財産が没収された事例①

⑴　事案の概要

被告人が、氏名不詳者と共謀の上、覚醒剤等の規制薬物の有償譲渡行為と薬物その他の物品を規制薬物として譲り渡す行為を併せてすることを業としたという麻薬特例法違反等の事案。

⑵　判決要旨（平成２９年３月１４日・東京地方裁判所立川支部）

被告人がＸ社に対して有する金地金及びプラチナ地金の引渡請求権（金地金債権、プラチナ地金債権）を没収した。

【主文（没収に関する部分)】

「Ｘ社に対する被告人名義の金地金債権のうち金地金０．８５０５４グラムに相当する部分、同社に対する被告人名義のプラチナ地金債権のうちプラチナ地金２７．９９１１２グラムに相当する部分…（中略）…を没収する。」

６　不動産・動産・金銭債権以外の財産が没収された事例②

⑴　事案の概要

上場会社Ａの代表取締役であった被告人が、他社との業務提携及びこれに伴う第三者割当増資という重要事実について業務執行の決定をするや、知人（Ｂ及びＣ）名義で自社の株式を買い付けたという金融商品取引法違反（内部者取引）の事案。

被告人は、重要事実の公表後に株価が上昇した株式を売却して相当額の利益を得たり、含み益のある株式を相当数保有したりしていた。

⑵　判決要旨（平成３１年２月２６日・東京地方裁判所）

被告人がＹ証券会社に開設されたＢ名義の証券口座で管理していた振替株式及びＺ証券会社に開設されたＣ名義の証券口座で管理していた振替株式を没収した。

【主文（没収に関する部分）】

「Ｙ証券会社に開設されたＢ名義の証券口座にあるＡ社の株式４４００株及びＺ証券会社に開設されたＣ名義の証券口座にあるＡ社の株式１万４２００株を没収する。」